

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

ページ

規則	
秋田県財務規則の一部を改正する規則(五九・財政課).....	1
秋田県肥料登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(六〇・水田総合利用課).....	1
国営八郎潟干拓事業負担金徴収条例施行規則を廃止する規則(六一・農地整備課).....	1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十九号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第二項第一号(土)中「日本体育・学校健康センター共済負担金」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済負担金」に改める。

第七十二条第一項第一号(六)中「向浜運動広場使用料」を「運動広場使用料」に改める。

第二百四十六条第二号中「日本体育・学校健康センター共済負担金」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済負担金」に改める。

別表第二の二第二百八十三号を次のように改める。
二百八十三 古物競りあつせん業の業務実施方法認定申請手数料

附 則

この規則中第七十二条第一項第一号(六)の改正規定は平成十五年八月一日から、第四十五条第二項第一号(土)及び第二百四十六条第二号の改正規定は同年十月一日から、別表第二の二第二百八十三号の改正規定は古物営業法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

秋田県肥料登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十号

秋田県肥料登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田県肥料登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成十五年秋田県条例第四十七号)の施行期日は、平成十五年七月八日とする。

国営八郎潟干拓事業負担金徴収条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十一号

国営八郎潟干拓事業負担金徴収条例施行規則を廃止する規則

国営八郎潟干拓事業負担金徴収条例施行規則(昭和四十二年秋田県規則第二十九号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄